

(仮称) KOBE 里山自然共生センターの整備業務
委託仕様書

1 事業目的

2022年12月、カナダ・モントリオールで「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」が開催され、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに各国の陸と海の30%以上の面積を保全する「30by30目標」等の新たな世界目標が採択されている。

生物多様性を重視しなければならないとの認識が国際的にも高まっており、企業等の民間セクターにおいても生物多様性の取り組みを投資家等に情報開示する動き(TNFD等)が加速している。

国内では「30by30目標」の達成に向け、生物多様性の保全が図られている地域を「自然共生サイト」に認定する取組みを2023年度から開始しており、2023年10月には神戸市北区の里山(約180haの地域、以下「本サイト」という。)がこの第一弾に認定された。2024年8月には、生物多様性が豊かな場所として国連のOECMデータベースに登録された。

これらを踏まえ、本サイトは、企業等による研修や見学依頼が増えるなど関心が高まっており、本業務にて「(仮称) KOBE 里山自然共生センター」を整備することにより、来訪者へ本サイトにおける活動内容や神戸が目指すべき里山を実現するための政策を伝え、里山活動の見学・体験につなげることにより、新たな里山活動の担い手の確保や経済的支援等につなげていくことを目的とする。

2 業務内容

「(仮称) KOBE 里山自然共生センター」(以下「本センター」という)の整備を行う。整備にあたっては、木材の積極利用を図り自然共生サイトとして相応しい整備とすること。

(1) 地質調査

建築物工事に必要な地質調査を実施する。

(2) 設計

企画提案書、委託契約書、本仕様書等に基づき、本センターの設計業務を行う。

① 図面作成

施工に必要な各図面(配置図、平面図、立面図、設備図等)の作成を行う。

② 各種構造計算

建築物の安全性、耐久性及び耐震性を確保するための各種構造計算を行う。

③ 許可申請等手続

各種法令や条例に基づいて必要となる許可申請等の手続を行う。

④ その他

①～③以外に必要な設計業務を行う。

(3) 施工

(2) で実施した設計内容に基づいて、本センターの施工を行う。

① 建築物工事

建築物の建築工事を行う。

② 附帯工事

建築物に附帯する照明等の設備工事を行う。また、これらの設備を使用するために必要な電気の引き込み工事等も併せて行う。

③ その他工事

駐車場、看板、フェンス、門扉の工事を行う。必要に応じて整地、基礎工事なども行う。

④ 廃棄物の運搬・処分

施工時に発生した廃棄物について適正に運搬・処分を行う。

⑤ その他

既存に設置している構造物の移設協議（既存に設置されている構造物はすべて移設可能、協議に伴い本市で対応する）など、①～④以外に必要な業務を行う。

(4) 打ち合せ

打ち合せ協議は、業務着手時、詳細設計完了時、現場施工着手時の計3回を基本とし、必要に応じて随時打ち合せ協議を行うこととする。

(5) 事業実績報告書作成

次の①～⑧に掲げる資料を事業実績報告書として作成し、電子データ（CAD・Word・Excel・PDF形式等、CD-R または DVD-R、1部）及び紙ファイル（図面類はA3サイズ、その他はA4サイズ、1部）として提出すること。体裁等については本市の指示によるものとする。

① 完成図（配置図、平面図、立面図、設備図等）

② 各種材料や設備機器等の品質を証明する書類

③ 完成写真（施工前、施工中、施工後）

④ 構造計算書

⑤ 各種許可申請等書類一式

⑥ 廃棄物関係書類一式

⑦ 内訳明細書、数量計算書、単価根拠、見積書一式

⑧ その他必要書類一式

3 契約期間

令和6年度補正予算成立の上、契約締結日から令和7年3月31日まで、ただし繰越決議の上は令和7年10月31日まで

4 履行場所

神戸市北区山田町小河山林 ※別紙「位置図」参照

5 利用方針と仕様

(1)本センターの利用方針

- ・敷地内へは市職員または自然共生サイトで活動するボランティアグループや大学、
 猟友会（別紙「位置図」に示す鳥獣処理施設の利用者）が開錠して入場でき、企業
 や学校などの見学者は、原則として予約の上、市職員が本センター内に駐在してい
 るときに案内する
- ・企業や学校などによる里山活動の見学会・体験会の説明場所・更衣室とする
- ・本センター内でセミナーやワークショップ、環境学習を実施する
- ・自然共生サイトで活動する市民団体や学生の拠点・休憩場所・更衣室としての利用
- ・里山活動紹介や散策ルートのパネル、里山の生物の標本やはく製、備長炭や木工製
 品などの展示を通じて見学者に対して本サイトの特徴や里山活動を知ってもらう
- ・本センターの利用は週2～3回程度を想定する

(2)仕様・条件

下表に記載の内容を必須事項とし、記載の無い内容については基本的に任意事項と
 するが、本市担当部署と協議し、指示に従うこと。

項目		仕様・条件
建築物	棟数	・ 1 棟・建築面積 100 平米程度とする
	材料	・ 木材を主要材料として用いること ・ 腐朽等の劣化への対策を十分に行うこと
	耐用 年数	・ 国税庁が定める木造建物の法定耐用年数を満たすこと
	階数	・ 階数は問わない
	広さ	・ 同時に 30 人程度の来訪者に対して取組等の説明や簡単な机上の作業 ができる広さを確保すること
	屋根	・ 必ず設けること ※出入口部等の庇については任意とする ・ 色彩について具体的な指定はしないが、自然と調和した落ち着いた色 調とすること
	壁	・ 必ず設けること ・ 施錠可能な出入口を 1 箇所設けること ・ 内壁及び外壁の色彩について具体的な指定はしないが、焦茶色等の自 然と調和した落ち着いた色調とすること

項目	仕様・条件
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジタースペースにおいては、常時土足使用を想定 ・床高は、雨が建物内にできるだけ入らないよう地盤面から一定の高さを設けることとし、出入口についてはつまづかないよう擦り付け構造とすること。ただし、擦り付け勾配は5%以下とする ・排水勾配を適切に設ける等、屋内に雨水が溜まらないような工夫を行うこと
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法上、必要な消防設備を設けること。なお、当該建築物は消防法施行令の集会場に該当するものとして扱うこと
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内は、ビジタースペース、更衣室の2部屋で構成すること <p data-bbox="403 730 738 763">(1) ビジタースペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30名程度が着座し簡単なクラフト作業などができるよう木材を用いたテーブルやイスを設けること ・LED照明を設置すること ・色調は暖色系を基本とすること ・200lxを超える明るさを確保すること ・取り組みの説明ができるようにPCと接続可能なディスプレイまたは、スクリーンとプロジェクタを1台設けること ・紙媒体の広報資料（パンフレット等）を置ける機能を設けること ・里山の在来生物の標本やはく製、伐採木で作成した備長炭や木工製品を展示できる機能を設けること ・屋内に複数の電源（コンセント、電圧100V）を設けること ・薪ストーブまたは暖炉を設けること ・空調を設けること <p data-bbox="403 1417 579 1451">(2) 更衣室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室であることがわかるよう室名札を設けること ・着替え可能な更衣室を2箇所（2人分）設置すること ・内鍵付きの扉 ・靴置き場 ・LED照明（人感センサーと手動に切り替え可能なもの） ・床は、靴を着脱するための土足部と、裸足で歩ける部分に分けること ・荷物置場 ・窓（内鍵付き、部分開放） <p data-bbox="403 1850 579 1883">(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣に上下水道が配管されていないため、上下水道の利用は不可とする ・屋外に1箇所、電源（防水型屋外コンセント、電圧100V）を設ける

項目	仕様・条件	
		<p>こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に雨といから雨水を 200L 程度貯蓄できる設備を 2 か所設けること ・建物を監視できるように監視カメラを設けること
その他	機能	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、門扉（敷地への出入り口）、フェンス（敷地道沿い）、看板を整備すること <p>（１）駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物から駐車場までの経路に足元灯（ソーラータイマー式）を設けること ・普通車 20 台程度とトイレカー（4t 車程度）が駐車できること ・大型バス最大 2 台が利用できるよう考慮すること(出入り・転回など) ・地面は砕石またはアスファルトとすること ・勾配は 12%以下とすること <p>（２）門扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存門扉を撤去の上、設置すること ・設置基数は 1 基または 2 基とすること ・片開き・両開き・スライド式の種類を問わない ・大型バスが左折・右折を問わず入庫できること ・普通車が左折・右折を問わず入庫でき、門扉の開閉のために道路から停車できるスペースを設け、既存の門扉と同様に簡易に開閉できること <p>（３）フェンス（柵）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西下木津線（市道）と小河山林との境界部分のセンター周辺 70m 程度の既存フェンスを撤去の上、新たに整備すること ・高さ 150cm 程度とすること ・人や鳥獣が容易に入れない構造とすること ・風雨等への耐候性を有し、かつ安全性の確保された 10 年以上の耐用年数を持つ材料を使用すること ・腐朽等の劣化への対策を十分に行うこと <p>（４）看板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備場所を通る西下木津線（市道）から視認できること ・木材または木材を主要とした材料を用いること ・風雨等への耐候性を有し、かつ安全性の確保された 10 年以上の耐用年数を持つ材料を使用すること ・腐朽等の劣化への対策を十分に行うこと

※木材を使用する場合は、「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」に基づき、可能な限り神戸市産木材及び兵庫県産木材の利用に努め、これら地域産材の利用が困難な場合は、原則として国産木材を利用するものとする。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/mokuzai-riyou.html>)

6 契約の種別

契約の種別は総価契約による委託契約とする。

7 支払方法

前金払い及び完了払いとする。委託契約約款第6条の2の規定により、前払を請求できる額は、契約金額のうち2(2)設計は3割以内、(3)施工は4割以内とする。

8 提出書類及び時期

- (1) 業務責任者通知書（契約後速やかに）
※変更時は、変更事由の発生後速やかに提出すること。
- (2) 実施計画書（契約後速やかに）
- (3) 以下を含む作業従事者名簿（契約後速やかに）
業務責任者、設計者、管理技術者（設計）、現場代理人、監理技術者（または主任技術者）、工事監理者
- (4) 打合せ簿（打合せ後速やかに）
- (5) 週間工程表（翌週作業の前週までに）
- (6) 事業実績報告書（業務完了後かつ契約期間終了までに）

9 検査

履行完了の通知があった日を含めて10日以内に本市職員による立会検査を行う。

また、立会検査に必要な書類は、契約書一式（本仕様書含む）、事業実績報告書（本仕様書「2(5)事業実績報告書作成」参照）、各種提出書類（本仕様書「8提出書類」参照）、その他関係書類等を基本とし、本市担当部署から指示があった場合は、必要に応じて書類の提出または掲示に協力すること。

なお、不備の指摘や指示を受けた場合、受託者は遅滞なく手直し等による対応を行い、再度検査を受けること。

10 担保期間

契約不適合責任の担保期間は、引渡し日から起算して12ヶ月とする。

11 その他留意点

- (1) 事業の進行にあたっては、本市と協議の上、進めること。
- (2) 受託者は、業務全体を統括する業務責任者を選任して本市と密に連携が取れるようにし、業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を構築すること。
- (3) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難に

なった場合は、遅滞なくその旨を本市に連絡し、指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (4) この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に本市の承認を得て再委託することができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について、設計については神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書を、施工については神戸市土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書を参考とし、疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (6) 施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）」等を参考とし、常に安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて拘束するものではない。
- (7) 設置箇所及びその周辺にある地上の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。
- (8) 施工にあたっては第三者が立ち入らないよう対策を講じること。ただし、施工中も鳥獣処理施設利用等が想定されるため、動線の確保に関して本市と十分に協議すること。
- (9) 建設工事に伴う「騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達）」や関連法令を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁の問題が生じないように、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (10) 本市では、土木・造園・建築・設備の工事について週休二日を促進しているため、原則週休二日制で工事を実施すること。
- (11) やむを得ず、官公庁の休日に作業を行う必要が生じた場合、事前にその理由と作業内容を書面にて本市に提出すること。
- (12) 施工中に事故が発生した場合、受託者は速やかに初期対応を取るとともに遅滞なく本市に報告すること。
- (13) この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、すべて本市のものとする。

12 担当部署、問い合わせ先 神戸市環境局自然環境課

【所在地】〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階

【電話番号】078-595-6216 【FAX 番号】078-595-6254

【Eメール】biodiversity@city.kobe.lg.jp